

業務委託仕様書

平成31年度「船岡山を活かした魅力創出事業」の企画・運営業務

仕様書

1 委託業務名

平成31年度「船岡山を活かした魅力創出事業」の企画・運営業務

2 本仕様書の位置付け

委託の本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。

したがって、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更する可能性がある。

3 委託業務の内容

(1) 周遊ツアーの企画運営

ア 企画

- ・年3回以上行うこと。
- ・船岡山及びその周辺エリアの魅力をPRできる見学、体験を盛り込むなど工夫を凝らすこと。
- ・実施に当たり地元商店街等との調整を行うこと。
- ・参加者に配布する資料（マップ等）を用意すること。

イ 当日の運営

- ・当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・アンケート等により参加者の声を収集、集計し、後日の実施に活かすこと。

ウ 広報

- ・チラシの作成、配布（チラシの枚数は参加者の見込みに応じる。）

(2) 住民対象講習会の企画運営

ア 企画

- ・年2回以上行うこと。
- ・地域住民が興味を持つよう適宜工夫すること。
- ・場所の確保や関係機関等との調整を行うこと。
- ・参加者に配布する資料を用意すること。

イ 住民対象講習会当日の運営

- ・住民対象講習会当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・アンケート等により参加者の声を収集、集計し、後日の実施に活かすこと。

ウ 広報

- ・チラシの作成，配布（チラシの枚数は参加者の見込みに応じる。）

（３） 地域ブランドの向上等のための総合的な情報発信

ア 冊子

- ・年１回以上。オールカラー， 10,000部。
- ・船岡山及びその周辺エリアについて，地域内外の人に興味を持ってもらえるよう，幅広く情報収集すること。
- ・情報収集に当たっては，地域住民の声を取り入れること。

イ 船岡山周辺地域住民向けのニュースレター

- ・年２回以上。オールカラー，各1,000部。
- ・上記（１）及び（２）の取組を含み，船岡山周辺で実施する事業等を住民に分かりやすく伝えること。
- ・情報収集に当たっては，地域住民の声を取り入れること。

（４） 実績報告書の作成

年度末までに上記（１）から（３）までの概要や成果等を分かりやすく示した実績報告書を作成，提出すること。

（５） その他

必要に応じて，適宜，地域住民へ事業の説明等を行うこと。

４ 委託金額の範囲

「３ 委託業務の内容」に記載した業務に掛かる全ての経費の合計金額。

ただし，３（１）周遊ツアーに係る参加費（実費相当分）は，委託金額に含まない。

５ 支払方法

委託業務の終了後，受託者の適法な請求に基づき，３０日以内に支払うものとする。

６ 特記事項

（１） 協議事項

- ・仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは，本区と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは，本区の指示するところによるものとする。

（２） 個人情報

- ・受託者は，契約期間中及び契約期間後において，本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（３） 損害賠償

- ・本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本区の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

- ・受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本区に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- ・受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

(5) 再委託

- ・受託者は、本区の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本区は再委託について承認しない。

(6) その他

- ・本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。